

日時：令和4年8月31日（水）14：40～

場所：個人情報保護委員会 オンライン

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第214回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「マイナンバーガイドライン改正（令和5年施行分）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「マイナンバーガイドライン改正（令和5年施行分）について」、御説明いたします。本年7月13日の第209回委員会において、令和3年改正番号法ガイドライン案について意見募集を実施しており、その結果について御説明いたします。

資料1-1に意見募集の結果を示しており、別紙に、寄せられた意見の概要とそれに対する回答を記載しております。資料1-2及び1-3は、各ガイドラインの改正案です。資料1-4及び1-5は、今般の改正内容を溶け込ませた各ガイドラインの全文です。本意見募集は、本年7月15日から8月14日まで実施し、個人から1件の御意見が寄せられました。

それでは、資料1-1別紙に基づいて御説明いたします。

1番では、この案は読めば読むほど規制が厳しい。不便を解消するためにサービスを開始しようとするわけなのに、プライバシーとか言い出したら何もできない。プライバシーを持ち出したらどんな善意なことでも妨害できてしまう。こんな制限だらけなら誰も関連する事業を始めようとは思わない、といった趣旨の御意見をいただいております。

これに対する考え方ですが、本意見は、今般のガイドライン改正案に係る内容ではないことから、「本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます」としております。

本委員会においてガイドライン改正案の決定をいただきましたら、当該資料について、意見公募手続の結果の公示及び官報掲載の手続を行い、それらに併せて資料を公表するよう手続を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、官報掲載等と併せて公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「株式会社メタップスペイメントにおける改善策の実施状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「株式会社メタップスペイメントにおける改善策の実施状況について」、御説明いたします。

当委員会は、株式会社メタップスペイメント（以下、「MP社」という。）に対し、7月13日に指導を行い、8月1日を期日として、改善策実施状況について報告を求めておりました。

（内容については非公表）

次に、指導事項に対する再発防止策の実施状況について、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置の順に御説明いたします。

組織的安全管理措置について、MP社では、情報セキュリティ事務局が、令和4年8月に情報資産管理台帳を整備し、どのシステムにおいて情報資産を取り扱っているかを把握することとしました。以降は、情報セキュリティ実施要領に基づき、情報資産を取り扱っている各部門が年1回以上棚卸しを実施し、これを通じて情報セキュリティ事務局が情報資産管理台帳を更新するとともに、情報セキュリティ監査責任者が中心となって情報資産の取扱状況の監査・点検を行うこととしました。

また、同月から、代表取締役が委員長を務めるコンプライアンス委員会において、管理部門担当役員が、情報資産を取り扱っている範囲を報告するとともに、情報資産の取扱状況に係る監査・点検の結果、判明した課題への対処状況等について検討することとしました。

さらに、関連する規程を改定し、情報資産を取り扱っている範囲やコンプライアンス委員会において検討した情報セキュリティに係る問題について、代表取締役が概要を取りまとめ、取締役会において報告することとしました。

加えて、従業員は、社内規程改定に関する周知事項、及び情報セキュリティ事務局から共有された情報資産管理台帳を確認することにより、情報資産を取り扱っている範囲を把握することとしました。

次に、MP社は、内部監査部門の強化として、8月に内部監査室が内部監査を行う部門

であることを組織上明確にし、内部監査担当者に情報セキュリティ研修を受講させることとした上で、システム担当の従業者が情報セキュリティ監査責任者として自己監査を行うことを禁止するとともに、内部監査室長を情報セキュリティ監査責任者にすることとしました。情報セキュリティ監査責任者は、監査役と連携し、技術的安全管理措置を含む情報セキュリティに対する内部監査を行うこととしました。

また、関連する規程を改定し、内部監査室長が取締役会に出席し、取締役会において、内部監査の結果について報告するとともに、十分な質疑を行うことを義務付けることとしました。

技術的安全管理措置について、御説明いたします。別添資料「株式会社メタップスペースメントにおける改善策の実施状況」の下の「技術的安全管理措置」について、左から「事実概要」、「既に策定した再発防止策」、「主な改善策の実施状況」の順に記載をしています。

番号1の実施状況については、情報セキュリティ実施要領を改定し、決済管理画面の公開・非公開の基準を定めた上で、VPNによるIPアドレス制限を実施し、システム担当の従業者による不正アクセスがないか、IPアドレスの全件確認を実施しています。さらに、社内用決済管理画面へのアクセスについては、接続時間帯を制限したほか、社外用決済管理画面については、ワンタイムパスワードの入力による多要素認証などを導入しています。

番号2の実施状況については、ログモニタリング業務等に従事するシステム担当の従業者を新たに採用し、当該従業者が中心となって日次で取得したアクセスログを週次で集計・点検しています。さらに、情報セキュリティ監査責任者が点検内容を再確認しています。また、セキュリティアラートの検証については、外部セキュリティベンダとの間でコンサルティング契約を締結し、検知したセキュリティアラートの内容を同社に確認できる体制を構築しています。

番号3の実施状況については、脆弱性ソースコード解析ツールを導入した上で、全てのアプリケーションについて、リリース前にソースコード・レビューを実施し、改修部分に脆弱性がないか確認しています。さらに、全ての決済システムに対してペネトレーション診断等を開始し、順次、脆弱性の修正を行っているところ、12月までに完了する予定でございます。

最後に、今回の改善策の実施状況に関しては、特に問題は見当たらないため、当委員会としては、MP社が改善策を確実に実施することを引き続き注視していく対応を採りたいと考えています。

なお、MP社の改善策の実施状況については、当委員会ホームページに公表資料を掲載することにより対外公表したいと考えています。

事務局からの説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本件事案においては、当委員会が7月に行った指導に対して当該事業者が講じた改善策の実施状況について、特に問題は見当たらないと考えております。なお、当該事業者が多数の顧客の個人データを取り扱うという性質を踏まえて、当委員会としては、当該改善策を確実に実施することを引き続き注視してまいりたいと考えております。

事務局においては、所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題は事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料等に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性について」、御説明いたします。

まず、本資料の内容でございます。1ページの一番上の青枠には、背景を記載しており、令和5年4月1日から、地方公共団体等が委員会の監視対象となることを示しております。その下のオレンジ枠では、どのように監視・監督活動を行っていくかの方向性を検討する資料であることを示しております。

具体的にどのような検討を行っていくか、1ページの図を御覧ください。番号法に基づく立入検査について、約5年間かけて都道府県を一巡した結果を整理いたしました。個人情報法に基づく実地調査については、昨年度から今年度初めにかけて行った一部検査先の視察やアンケート方式の悉皆調査など、実態調査の結果を整理いたしました。それらの結果に基づいて、来年度以降の立入検査・実地調査を具体的にどのように運営していくか、従前の取組も踏まえつつ、新しい取組も含めて検討を行っております。

なお、オレンジ枠に記載のとおり、①から④の監視・監督活動の種類のうち、本資料では、今般の改正法で大きく変わる「③定期的・計画的な立入検査・実地調査」を中心に、付随的に「②定期的な報告による監視」について検討・整理を行っております。

2ページは目次でございます。Ⅰで立入検査、実地調査それぞれについて、現状の分析と今後の方向性を示した上で、Ⅱで具体的な監視・監督方法についてお示しいたします。

まず、4ページは、番号法に基づく立入検査の結果です。青枠に前提をお示ししており、番号法においては、行政機関等に対しては立入検査を行い、地方公共団体等については定

期的な報告を受けることとされておりますが、地方公共団体等に対しては、別の規定をいかにして計画的な立入検査も行ってまいります。

緑枠には結果をお示ししております。5年間で47都道府県を一巡したこと、他方で検査先総数は170にとどまっており、全ての市区町村に対し、短期間で立入検査を行うことは困難である旨、お示ししております。

オレンジ枠には結果から得られる示唆をお示ししております。一つ目として、検査先数を引き上げつつ、併せて優先度に応じて検査を行っていくことが有効と考えられること、二つ目として、検査を実施できない市区町村も含め、全国ベースでの波及的な啓発・支援を一層進めていくことが有効と考えられることとございます。後のスライドにおいて、これらの示唆を踏まえた今後の方向性を検討しております。

5ページは、立入検査の実施状況でございます。全ての都道府県で検査を行ったこと、そのほとんどは市区町村のうちの市であることを示しております。

6ページでは、これまで立入検査を行った170の検査先の評価結果を整理しており、B評価以上は2割程度で、残りの8割程度では管理体制に不十分な部分が認められました。オレンジ枠では、引き続き立入検査を継続していくことが必要である旨をお示ししております。

7ページは、項目別の検査結果の整理でございます。事務、システムを合わせて12の検査項目があり、一番右の列に各検査項目について不備があった割合、検査先数を示しており、値が高いほど不十分であります。「研修」、「監査」、「委託及び再委託」、「電子媒体の管理及び使用」、「アカウント及びアクセス権の管理」、「端末及びサーバの管理」及び「ログの分析等」の対応状況が芳しくないことを示しており、これらの項目について重点的に改善を図る必要があることを示しております。

8ページは、以上の整理を踏まえた今後の方向性でございます。課題①として、立入検査について、各年度の検査先数を引き上げつつ、これには限界もあるため、各市区町村における漏えい等のリスク評価の精度を高め、優先度の高い市区町村から検査を行っていくことが有効としております。

優先度に沿った検査先の選定等の対応策として、対応策1「立入先選定の自動化」を進めていきます。独自モデルを構築し、漏えい等のリスク評価に有用な情報を変数として分析することで、全ての市区町村をリスクの高低に基づいて優先度付け・リスト化いたします。その上で、優先度の高い市区町村について、地域バランスも考慮しつつ、実地訪問の効率性等も加味してエリア分けをし、各エリアごとに検査・調査を行っていくこととしております。検査先数の引上げの対応策として、対応策2「検査要員・検査体制の拡充」と対応策3「検査の効率化」を進めていきます。

※の部分では、本資料で検討している計画的な検査・調査に加えて、漏えい等が発生した場合の対応に要する人員も含めて拡充する必要がある旨、補足しております。

検査の効率化については、20ページで詳細について御説明させていただきますが、現状

1 パターンのみの検査班編制を3パターンにし、地方公共団体等の規模や所在に応じて編成パターンを組み合わせたり、デジタル技術等の活用により効率化を図ったりしていくこととしております。

9 ページの課題②では、全ての検査項目について底上げを図りつつ、研修、監査、委託及び再委託、ログの分析等の個別項目について重点的に改善を図ることが必要としております。

全体的なリスク対策の底上げについて、従前の取組を青枠にお示ししており、検査指摘事項等について、委員会からの指導として明確に位置付け、改善に向けて実効性を担保するとともに、改善が確認できるまでフォローアップを継続する旨を示しております。

これに加えて、オレンジ枠に記載した対応策を実施していきます。対応策4については、従前、委員会と検査先の間では事務レベルのコミュニケーションに留まっていたところ、今後はハイレベルのリスクコミュニケーションの場を新設し、検査における指摘事項等をマネジメント層にも伝達することで、改善に向けた確かつ迅速な取組を促すことを図ってまいります。

対応策5については、地方公共団体自身による保護評価と委員会による地方公共団体への立入検査を連動させることで、リスク評価・検証の精度向上を図ることとしております。

10 ページでは、全体的なリスク対策の底上げを図る一方、対応状況が芳しくなかった個別項目について重点的に改善を図るなど、メリハリをつけて対応策を強化することを示しております。

対応策6については、立入検査の際、研修、監査等の項目についてこれまで以上に重点的に確認を行ってまいります。

対応策7については、個別項目について、既に委員会から公表している参考となる資料がございますので、検査先の状況に応じて活用の促進を図ってまいります。

11 ページの課題③として、立入検査を実施できない市区町村も含めた、全国ベースでの波及的な取組・啓発・支援を一層推進していくことが有効であるとしています。

従前の取組のとおり、定期的な報告の結果として、一部の安全管理措置等ができていなかったとする機関に対し、個別に連絡を行い、アドバイス等をしてまいりました。これに加えて、オレンジ枠に記載した対応策を実施していきます。

対応策8として、全ての地方公共団体を対象としたオンラインセミナーを開催してまいります。従前にはなかった直接的・双方向の機会として、地方ブロック単位で行ってまいります。従前の内容に加え、できるだけ包括的な情報を提供できるよう努めてまいります。これにより、検査を実施できない多くの地方公共団体を含め、監視対象全体にリーチしていきたいと考えております。

12 ページは、個情法に基づく実態調査の結果でございます。点線部分に調査の概要を示しており、一部検査先の視察、アンケート方式の悉皆調査を行っております。青枠部分には、番号法と比較して個情法の監視・監督の対象が広範囲に及ぶことをお示ししております。

す。

左側の緑枠では、町と村の個人情報の安全管理措置の状況についてお示ししており、他の規模の地方公共団体との比較で見ても、町・村におけるマイナンバーの安全管理措置との比較で見ても、状況は芳しくはありませんでした。従前、市を中心として検査を行ってまいりましたが、町及び村に対しても個情法に基づく実地調査を行っていく必要があるとしております。

右側の緑枠では、都道府県の個人情報の安全管理措置の状況についてお示ししております。都道府県は、取り扱う個人情報の量が相対的に多いにもかかわらず、安全管理措置の状況はあまり芳しくなかったことから、従前、検査を行わなかった都道府県に対しても実地調査を行っていく必要があるとしております。

なお、※の部分ですが、一部事務組合・広域連合、財産区については、安全管理措置の実施状況は芳しくないものの、取り扱う事務が限定的であり、保有個人情報・要配慮個人情報ともに少ないことから、まずは都道府県・市区町村を中心として実地調査を行っていくこととしております。

13ページでは、地方公共団体等の安全管理措置の実施状況のファクトを示しております。

14ページでは、個人情報の安全管理措置とマイナンバーの安全管理措置との実施状況の比較を示しております。

これまでは、どの規模の地方公共団体で調査を行うかという観点で整理してまいりましたが、15ページでは、各地方公共団体においてどの部局を中心として調査を行うかを整理しております。事務が限定されている番号法に基づく検査と異なり、個情法に基づく調査は、全ての首長部局、行政委員会等が対象となり、非常に幅広いため、重点を置く部局を整理する必要があるとの認識からです。

どの地方公共団体においても、個人情報の量が多く、かつ機微性の高い情報を取り扱っている部局として、子ども系の部局を含む福祉系の部局や教育委員会、病院系の部局を挙げておりました。したがって、まずは福祉系の部局、教育委員会、病院系の部局に重点を置く方向で検討してまいります。なお、住民課系・課税系の部局については、個人情報の量・機微性はありますが、番号法に基づく立入検査の中で実施してまいります。

庁内と出先機関との関係性については、制度所管部署が出先機関の取扱状況を把握していない都道府県がありましたので、調査対象として対象部局の総括課、原課に加えて出先機関を含めることも検討してまいります。

16ページでは、個人情報ファイルの保有部署について、ファクトを示しております。

17ページからは、以上の整理を踏まえた今後の監視・監督の方法を示しております。

18ページは、全体的な考え方でございます。番号法に基づく立入検査と個情法に基づく実地調査は、別々に行わず一体的に行っていくことを示しております。検査・調査先については、各地方公共団体における漏えい等のリスク評価をベースとして優先度を付け、実地訪問の効率性や地域バランス等も加味した上でエリア選定を行うこととしております。

このように、地方公共団体等の漏えい等リスクに基づいて検査・調査を行ってまいります。

19ページからは、具体的な監視・監督の方法を示しております。22ページを除いて、全て立入検査・実地調査の両方に係っております。まず、立入検査・実地調査先選定の自動化について、どのように各地方公共団体等のリスクを評価していくかを示しております。独自モデルを構築して、※に示した、地方公共団体の規模、個人情報を取り扱う事務数・機微性などの有用な情報を変数として分析することとしております。

20ページは、地方公共団体等の規模・所在に応じた検査・調査班編制とデジタル技術の活用による効率的な検査・調査です。従前、検査官全員が一つの検査先を訪問するパターンAのみで検査を行ってまいりました。検査・調査対象の規模が大きい場合、要員が必要になりますので、今後は主に都道府県、政令市で検査・調査を行う場合、パターンAで行うことを想定しております。

これに加えて、パターンBは、検査官を2班に分けて効率的に検査先を訪問するというもので、比較的大きい規模の中核市、一般市を想定しております。

パターンCは、目視確認が必要な検査以外は書類審査、オンラインヒアリングで対応し、目視確認については、検査官の人数を絞って現地訪問することとし、その際検査官がウェブカメラ等で映像を委員会に送り、委員会にいる検査官が確認する手法を採りたいと考えております。主に遠隔地にあり、交通の便があまりよくない一般市や規模の小さい町村を想定しております。

21ページでは、各地方公共団体におけるハイレベルのリスクコミュニケーションの新設を示しております。委員会と地方公共団体をつなぐ黄色い矢印のうち、上の矢印が今回新設するラインになります。

22ページは、保護評価と立入検査の連動によるリスク評価・検証の精度向上でございます。保護評価班が、事前に保護評価書を確認して検証ポイントを抽出し、それを立入検査を行う検査官に伝達し、検査官が現地で確認いたします。保護評価書と比較して、現場の運用等が不足していれば改善を求め、逆に現場の運用等の水準が高ければ、評価書の修正・更新等を提案していくものでございます。

23ページは、個別の検査項目に対応した委員会資料の活用促進でございます。既に総括的な資料、各論的な資料の両方とも充実しておりますので、これを先述のオンラインセミナー等でも活用して、さらに効果的に活用推進を図っていくものでございます。特定個人情報だけでなく、個人情報の保護についても、参考資料等を更に充実させていきたいと考えております。

本資料は、本委員会後、委員会ウェブページに公表することとしたいと思います。また、今後については、本資料の方向性を具体化した監視・監督方針を作成した後、それを基に令和5年度立入検査・実地調査計画に反映していく予定でおります。

御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。



ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

では、中村委員。

○中村委員 本資料の方向性等の確実な実現に関連してコメントを申し上げたいと思います。

令和3年度改正個人情報保護法の全面施行により、来年度から、都道府県、市区町村に加えて、1,466の一部事務組合をはじめ広域連合など、委員会の監視・監督対象となる機関は大きく広がります。また、特定個人情報に加えて個人情報の取扱いについても委員会の監視・監督の対象となります。

この点を踏まえると、立入検査先選定を自動化することにより、各機関等を優先度に沿って検査・調査していくことや、デジタル技術の活用等により、これまで以上に効率的に検査・調査を行っていくことなど、限られたリソースを効率的に活用して監視・監督を行っていく必要があります。

本資料で提案している今後の監視・監督活動に向けての取組は、当委員会の持つ資料、データ、知見、職員が培ってきたデータ分析やデジタル技術のノウハウなどを部署横断的に駆使し、来年度からの監視・監督活動の効率化と有効性の更なる向上を同時に目指した意欲的なもので、高く評価できると考えます。今後、着実に実現してもらいたいと思います。

具体的には、本資料で示している方向性について、年度末に向けて作成していく「監視・監督活動の方針」「検査・調査計画」等に確実に反映していくこと、本資料の方向性に沿って業務の効率化を行った上で、業務の拡大等に必要となる監視・監督の体制や人員の拡充にもしっかり取り組んでいくことが肝要です。

また、本資料の内容や取組等について、様々な機会・媒体等を活用して地方公共団体等に周知等を行い、来年度からの当委員会の監視・監督活動への理解と協力、個人情報保護に対する意識の涵養を促していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

藤原委員どうぞ。

○藤原委員 一言申し上げます。

令和5年4月以降、地方公共団体等が委員会の監視対象になることに伴い本資料が作成されましたが、特にトップマネジメント層とのリスクコミュニケーションや出先機関への対象拡充などの点において実効性があり、他の地方公共団体への波及効果も期待される非常に有意義なものと考えております。例えば、出先機関からの報告が正確でなかったり、現場からきちんと漏えい事案が報告されなかった場合、対象先の自動選択にも影響を与えるわけですから、こういった拡充は大変いいことだと思っております。

本資料において検討対象の中心とした、漏えい等を未然に防ぐための計画的な検査・調

査だけではなく、漏えい等が発生した場合における対応も必要となります。地方公共団体等も監視対象となることによる漏えい等報告の受付件数の大幅な増加や、先般の尼崎市におけるUSBメモリ紛失事案等のような世間の関心が高い漏えい等事案の同時多発的な発生も想定されます。

今後、おそらく類似の事案が多く発生し、これに伴う報告が増えると考えております。このため、漏えい等事案対応の面でも、事務局の事務処理体制、人員の拡充、事務フローの整備等に向けて、必要な準備を着々と進めていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

令和3年度改正個人情報保護法の全面施行により、来年度から地方公共団体等も委員会の監視対象になる中、本資料は、来年度以降の監視・監督活動の全体像を方向付ける非常に重要なものであると認識しております。その重要性に鑑みて、これまでに、複数の地方公共団体の実務を直接視察したほか、悉皆的に全国の地方公共団体等の安全管理措置等に関するアンケートを実施するなど、必要な調査を進めた上で検討されたものであります。

従前の監視・監督活動も踏まえつつ、これまで以上に効果的・効率的な新規性のある監視・監督の方法を提示しているものと評価したいと思います。

個人情報の保護を取り巻く環境が変化し続けている中で、当委員会の最も重要な役割の一つである監視・監督業務を着実に遂行するために、本資料で提示している取組等も含めて、引き続き、監視・監督の方法の更なるブラッシュアップに努めていただきたいと思います。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会でございます。